第2節 国家防衛戦略の概要

わが国を取り巻く安全保障環境や世界の軍事情勢の変化を把握し、これらを踏まえつつ、わが国の防衛力のあり方と保有すべき防衛力の水準について規定するいわばわが国の平和と安全を確保するグランドデザインとして、これまで防衛計画の大綱(防衛大綱)が定められてきた。防衛大綱は、1976年に初めて策定されて以来、計

6回策定された。戦後最も厳しい安全保障環境を踏まえ、 わが国の防衛目標、この防衛目標を達成するためのアプローチやその手段を包括的に示すものとして、防衛大綱に代えて、2022年12月に国家防衛戦略¹が新たに策定された。

1 防衛大綱から国家防衛戦略への変遷

1 51 大綱

51大綱²は、1970年代のデタント³を背景として策定されたものであり、①全般的には東西間の全面的軍事衝突などが生起する可能性は少ない、②わが国周辺においては、米中ソの均衡的な関係と日米安保体制の存在がわが国への本格的な侵略の防止に大きな役割を果たし続ける、との認識に立った。

そのうえで、わが国が保有する防衛力は、①防衛上必要な各種の機能を備え、②後方支援体制を含めてその組織および配備において均衡のとれた態勢をとることを主眼とし、③これをもって平時において十分な警戒態勢をとりうるとともに、④限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処することができ、⑤さらに情勢の変化が生じ、新たな防衛力の態勢が必要とされるに至ったときには、円滑にこれに移行できるよう配慮されたもの、とすることとした。51大綱で導入した「基盤的防衛力構想」は、このようにわが国への侵略の未然防止に重点を置いた抑止効果を重視した考え方である。

2 07 大綱

07大綱⁴は、冷戦の終結など国際情勢が大きく変化する一方、国連平和維持活動(国連PKO)や阪神・淡路大 電災への対応など、自衛隊に対する期待が高まっていた ことなどを考慮して策定された。

07大綱は、わが国の防衛力整備がそれまで、わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となってわが国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」に基づいて行われてきたとしたうえで、これを基本的に踏襲した。

一方、防衛力の内容は、防衛力の規模や機能を見直すことに加えて、わが国の防衛のみならず、大規模災害など各種事態への対応やより安定した安全保障環境への貢献など、様々な分野において自衛隊の能力をより一層活用することを重視するものとなっているのが特徴である。

3 16大綱

16大綱⁵は、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動などの新たな脅威や多様な事態への対応が課題となるなか、わが国の安全保障および防衛力のあり方について新たな指針を示す必要があるとの判断のもとで策定された。

16大綱は、①わが国に直接脅威が及ぶことを防止し、 脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともにその被害 を最小化すること、②国際的な安全保障環境を改善し、 わが国に脅威が及ばないようにすること、の2つを安全

- 1 国家防衛戦略について(令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定)
- 2 昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について(昭和51年10月29日国防会議及び閣議決定)
- 3 1962年のキューバ危機を契機として、当時冷戦と呼ばれる対立関係にあった米ソの緊張状態が緩和していった状況を指す。1979年のソ連のアフガニスタン侵攻によって終焉。
- 4 平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定)
- 5 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定)

保障の目標とし、そのために①わが国自身の努力、②同盟国との協力、③国際社会との協力、の3つのアプローチを統合的に組み合わせることとした。そのうえで、防衛力のあり方については、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承するとしつつ、対処能力をより重視し、新たな脅威や多様な事態に対応できるよう、多機能で弾力的な実効性のある防衛力が必要であるとした。

4 22 大綱

22大綱⁶は、①わが国周辺において、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多くの国が軍事力を近代化し、また各種の活動を活発化させていること、②軍事科学技術などの飛躍的な発展にともない、兆候が現れてから事態が発生するまでの時間は短縮化する傾向にあるなかでシームレスに対応する必要があること、③多くの安全保障課題は、国境を越えて広がるため、平素からの各国の連携・協力が重要となっているなかで、軍事力の役割が多様化し、平素から常時継続的に軍事力を運用することが一般化しつつあることなどを踏まえ、策定された。

22大綱は、今後の防衛力について、防衛力の存在を重視した従来の「基盤的防衛力構想」によらず、防衛力の運用に焦点を当て、与えられた防衛力の役割を効果的に果たすための各種の活動を能動的に行える動的なものとしていく必要があるとした。このため、即応性、機動性、柔軟性、持続性、多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた「動的防衛力」を構築することとした。

5 25大綱

25大綱⁷は、わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなかで、いわゆるグレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加するとともに長期化しつつあるなか、自衛隊の活動量を下支えする防衛力の質と量の確保が必ずしも十分とは言えない状況を踏まえて策定された。

このような反省点に立って、25大綱は、より統合運用を徹底し、装備の運用水準を高め、その活動量をさらに増加させるとともに、各種活動を下支えする防衛力の質と量を必要かつ十分に確保し、抑止力と対処力を高めていくこととした。このため、自衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価を実施し、総合的な観点から特に重視すべき機能・能力を導き出すこととした。このような能力評価の結果を踏まえることで、刻々と変化するわが国を取り巻く安全保障環境に適応し、メリハリのきいた防衛力の効率的な整備が可能となった。あわせて、後方支援基盤をこれまで以上に幅広く強化し、最も効果的に運用できる態勢を構築することとした。

このように、25大綱は、多様な活動を状況に臨機に即応して機動的に行いうる、より実効的な防衛力である 「統合機動防衛力」を構築することとした。

6 30大綱

30大綱⁸は、わが国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増していることを踏まえ、「統合機動防衛力」の方向性を深化させた真に実効的な防衛力を構築すべく策定された。

具体的には、①全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断作戦が実施でき、②平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とし、③日米同盟の強化や安全保障協力の推進が可能な性質を有する、真に実効的な防衛力として、「多次元統合防衛力」を構築することとした。特に、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力は、軍全体の作戦遂行能力を著しく向上させるものであることから、各国が注力している分野である。わが国としても、このような能力や、それと一体となって、航空機、艦艇、ミサイルなどによる攻撃に効果的に対処するための能力の強化や、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性の強化を重視していくこととした。

■ 参照 図表 II -2-2-1 (防衛力の役割の変化)

⁶ 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について (平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定)

⁷ 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定)

⁸ 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成30年12月18日国家安全保障会議及び閣議決定)

図表Ⅱ-2-2-1

防衛力の役割の変化



【背景】

- ○東西冷戦は継続するが緊張緩和の国際情勢
- ○わが国周辺は米中ソの均衡が成立
- ○国民に対し防衛力の目標を示す必要性
- ○東西冷戦の終結
- ○不透明・不確実な要素がある国際情勢
- ○国際貢献などへの国民の期待の高まり
- ○国際テロや弾道ミサイルなどの新たな脅威
- ○世界の平和がわが国の平和に直結する状況
- ○抑止重視から対処重視に転換する必要性
- ____ ○グローバルなパワーバランスの変化
- ○複雑さを増すわが国周辺の軍事情勢
- ○国際社会における軍事力の役割の多様化
- ○わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増大 ○米国のアジア太平洋地域へのリバランス
- ○東日本大震災での自衛隊の活動における教訓
- ○わが国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピード で厳しさと不確実性を増大
- ○宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の利用の 急速な拡大
- ○軍事力のさらなる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著
- ○わが国は、戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境に直面 ○周辺国などが軍事力を増強しつつ軍事活動を活発化す るなか、わが国はその最前線に位置
- ○新しい戦い方が顕在化するなか、それに対応できるか どうかが今後の防衛力を構築する上での課題

【防衛力の役割】

- · [基盤的防衛力構想]
- わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白と なってわが国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国とし ての必要最小限の基盤的な防衛力を保有
- [基盤的防衛力構想]を基本的に踏襲
- ・防衛力の役割として「わが国の防衛」に加え、「大規模災害等各種の事 態への対応」、「より安定した安全保障環境の構築への貢献」を追加
- ・新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際平和協 力活動に主体的かつ積極的に取り組みうるものとすべく、多機能で 弾力的な実効性のあるもの
- 「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承
- 「動的防衛力」の構築(「基盤的防衛力構想」によらず)
- 各種事態に対して実効的な抑止・対処を可能とし、アジア太平洋地域 の安保環境の安定化・グローバルな安保環境の改善のための活動を 能動的に行いうる防衛力
- ・ 「統合機動防衛力」の構築
- 厳しさを増す安全保障環境に即応し、海上優勢・航空優勢の確保など 事態にシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行いうるよう、 統合運用の考え方をより徹底した防衛力
- ・「多次元統合防衛力」の構築
- ・陸・海・空という従来の領域のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といっ た新たな領域の能力を強化し、全ての領域の能力を融合させる領域横 断作戦などを可能とする、真に実効的な防衛力
- ・相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の構築
- 多次元統合防衛力を抜本的に強化して、力による一方的な現状変更 やその試みを許さず、わが国への侵攻を抑止し、万一、抑止が破られ た場合には、わが国自体への侵攻をわが国が主たる責任をもって阻 止・排除し得る防衛力

国家防衛戦略の概要

国家防衛戦略は、1976年以降6回策定されてきた、自衛 隊の防衛力整備、維持および運用の基本的指針である防衛 大綱に代わって、わが国の防衛目標、この防衛目標を達成す るためのアプローチやその手段を包括的に示すものである。

国家防衛戦略は、わが国政府の最も重大な責務は、国 民の命と平和な暮らし、そして、わが国の領土・領空・ 領海を断固として守り抜くことであり、安全保障の根幹 であるとしている。そして、わが国を含む国際社会は、 深刻な挑戦を受け、新たな危機に突入しており、今後、 インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、戦後の 安定した国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態 が発生する可能性が排除されないことから、戦後、最も 厳しく複雑な安全保障環境のなかで、国民の命と平和な 暮らしを守り抜くためには、厳しい現実に正面から向き

合って、相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の 抜本的強化を行う必要があるとしている。

また、国家安全保障戦略などに示された防衛力の抜本的 強化の方向性などに基づき、令和5年度以降に実施する事 業などの進捗管理を徹底し、防衛省・自衛隊が一丸となり、 予算を効果的かつ効率的に執行していくため、2023年4

KEY WORD 新しい戦い方

これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的な ものに加えて、精密打撃能力が向上したミサイルによる大規模 な攻撃、情報戦を含むハイブリッド戦、宇宙・サイバー・電磁 波領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核兵器による 威嚇ともとれる言動などを組み合わせた新しい戦い方が顕在化 している。こうした新しい戦い方に対応できるかどうかが、今 後の防衛力を構築するうえでの課題となっている。

月、防衛大臣のもとに「防衛力抜本的強化実現推進本部」 を立ち上げ、2024年4月までに計6回、推進本部会議を実 施した。この推進本部のもと、徹底した事業の進捗管理や、 調達手続き、会計業務の早期化・合理化を図ることにより、 防衛力の抜本的強化を強力に推進していく。

また、国家防衛戦略は、次のとおりの認識を示したう えで、自国を守るためには、力による一方的な現状変更 は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の 能力に着目した防衛力を構築する必要があるとしてい る。まず、ロシアがウクライナを侵略するに至った軍事 的な背景としては、ウクライナがロシアによる侵略を抑 止するための十分な能力を保有していなかったことにあ る。また、どの国も一国では自国の安全を守ることはで きず、共同して侵攻に対処する意思と能力を持つ同盟国 との協力の重要性が再認識されている。さらに、高い軍 事力を持つ国が、あるとき侵略という意思を持ったこと にも注目すべきである。脅威は能力と意思の組み合わせ で顕在化するが、その意思を外部から正確に把握するこ とは困難である。国家の意思決定過程が不透明であれば、 脅威が顕在化する素地が常に存在する。

■ 参照 図表 II -2-2-2 (防衛力の抜本的強化の実施体制)、資 料2(国家防衛戦略について)

わが国の防衛の基本方針

わが国の防衛の根幹である防衛力は、わが国の安全保 障を確保するための最終的な担保であり、わが国に脅威 が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、 これを阻止・排除し、わが国を守り抜くという意思と能 力を表すものである。国家防衛戦略は、今後の防衛力に ついては、相手の能力と戦い方に着目して、わが国を防 衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するととも に、新たな戦い方への対応を推進し、いついかなるとき も力による一方的な現状変更とその試みは決して許さな いとの意思を明確にしていく必要があるとしている。

そして、国家防衛戦略は、次の3つをわが国の防衛目 標として掲げている。

- ① 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環 境を創出する
- ② 力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・ 同志国などと協力・連携して抑止・対処し、早期に事 熊を収拾する
- ③ 万が一、わが国への侵攻が牛起する場合、わが国が 主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受け つつ、これを阻止・排除する

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とす

図表Ⅱ-2-2-2

防衛力の抜本的強化の実施体制

防衛力抜本的強化実現推進本部 本部長:防衛大臣 事務総局 事務総局長:事務次官 総合調整事務局 [防衛力抜本的強化の基本方針などにかかる全般調整・情報発信など] 事業管理事務局 (事業の進捗管理全般) 作業チーム (スタンド・オフ防衛能力、持続性・強靱性など) 会計/調達制度事務局 [会計や調達制度にかかる総合調整]

る米国の拡大抑止が不可欠であり、前述①から③までの 防衛目標を達成するためのわが国自身の努力と、米国の 拡大抑止などがあいまって、あらゆる事態からわが国を 守り抜くとしている。

そのうえで、国家防衛戦略は、これらの防衛目標を達 成するための3つのアプローチと、その基本的な考え方 などを次のとおり示している。

- ① わが国自身の防衛体制の強化として、その中核たる わが国の防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体 の防衛体制を強化する
- ② 同盟国である米国との協力を一層強化することによ り、日米同盟の抑止力と対処力をさらに強化する
- ③ 自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力 する同志国などとの連携を強化する

(1) 第1のアプローチ:わが国自身の防衛体制 の強化

ア わが国の防衛力の抜本的な強化

抜本的に強化された防衛力は、防衛目標であるわが国 自体への侵攻をわが国が主たる責任をもって阻止・排除 しうる能力でなくてはならない。これは、相手にとって 軍事的手段ではわが国侵攻の目標を達成できず、生じる 損害というコストに見合わないと認識させうるだけの能 力をわが国が持つことを意味する。こうした防衛力を保 有できれば、米国の能力とあいまって、わが国への侵攻 のみならず、インド太平洋地域における力による一方的 な現状変更やその試みを抑止でき、それを許容しない安 全保障環境を創出することにつながる。

また、抜本的に強化された防衛力は、新しい戦い方に 対応できるものでなくてはならない。そのために必要な 機能・能力として、まず、わが国への侵攻そのものを抑 止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できる 能力である、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミ サイル防衛能力を強化する。万が一抑止が破れ、わが国 への侵攻が生起した場合、①と②の能力に加え、有人・ 無人アセットを駆使するとともに領域を横断して優越を 獲得し、非対称的な優勢を確保するため、③無人アセッ ト防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関 連機能を強化する。さらに、迅速かつ粘り強く活動し続 けて、相手方の侵攻意図を断念させるため、⑥機動展開 能力・国民保護、⑦持続性・強靱性を強化する。

このような防衛力の抜本的強化は、いついかなる形で 力による一方的な現状変更が生起するか予測困難である

ことから、速やかに実現していく必要がある。まず、策定 から5年後の2027年度までに、わが国への侵攻が生起す る場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国 などの支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように 防衛力を強化する。今後5年間の最優先課題は、現有装 備品を最大限有効に活用するため、可動数向上や弾薬・ 燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速す るとともに、将来の中核となる能力を強化することであ る。さらに、おおむね10年後までに、この防衛目標をよ り確実にするためさらなる努力を行い、より早期かつ遠 方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。

わが国への侵攻を抑止するうえで鍵となるのは、スタ ンド・オフ防衛能力などを活用した反撃能力である。近 年、わが国周辺のミサイル戦力が質・量ともに著しく増 強されるなか、ミサイル発射も繰り返されており、ミサ イル攻撃が現実の脅威となっている。こうしたなか、今 後も、既存のミサイル防衛網を質・量ともに不断に強化 していくが、それのみでは完全に対応することが困難に なりつつある。このため、ミサイル防衛により飛来する ミサイルを防ぎつつ、相手からのさらなる武力攻撃を防 ぐために、わが国から有効な反撃を相手に加える能力、 すなわち反撃能力の保有が必要である。

反撃能力とは、わが国に対する武力攻撃が発生し、そ の手段として弾道ミサイルなどによる攻撃が行われた場 合、「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃を 防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置とし て、相手の領域において、わが国が有効な反撃を加える ことを可能とする、スタンド・オフ防衛能力などを活用 した自衛隊の能力をいう。こうした有効な反撃を加える 能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する。 そのうえで、万一、相手からミサイルが発射される際に も、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつ つ、反撃能力により相手からのさらなる武力攻撃を防 ぎ、国民の命と平和な暮らしを守っていく。

反撃能力は、憲法および国際法の範囲内で、専守防衛 の考え方を変更するものではなく、「武力の行使」の三要 件を満たす場合に初めて行使しうるものであり、武力攻 撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は 許されないことはいうまでもない。また、日米の基本的 な役割分担は今後も変更はないが、わが国が反撃能力を 保有することに伴い、日米が協力して対処していくこと となる。

解説

反整能力

Q反撃能力とは何ですか?なぜ必要なのですか?

反撃能力とは、わが国に対する武力攻撃が発生し、そ の手段として弾道ミサイルなどによる攻撃が行われた 場合、「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃 を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置と して、相手の領域において、わが国が有効な反撃を加え ることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力などを活 用した自衛隊の能力のことを言います。

近年、わが国周辺では、極超音速兵器などのミサイル 関連技術と飽和攻撃など実戦的なミサイル運用能力が 飛躍的に向上し、質・量ともにミサイル戦力が著しく増 強されるなか、ミサイルの発射も繰り返されるなど、わ が国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっており、既存 のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しく なりつつあります。そのため、ミサイル防衛網により飛 来するミサイルを防ぎつつ、相手からのさらなる武力攻 撃を防ぐために、反撃能力を保有する必要があります。

反撃能力の保有により、武力攻撃そのものを抑止し、 万一、相手からミサイルが発射される際にも、反撃能力 により相手からのさらなる武力攻撃を防ぎ、国民の命や 平和な暮らしを守っていきます。

Q反撃能力は専守防衛に違反しないですか?

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防 衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとど め、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のもの に限るなど、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の 姿勢を言うものであり、わが国の防衛の基本的な方針です。

そして、わが国が保有する反撃能力は、弾道ミサイル などによるわが国に対する武力攻撃が発生した場合、 「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃を防 ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として 行使されるものです。

どちらも、「相手から武力攻撃を受けた場合の必要最 小限度の自衛の措置 | という観点で整合しており、政府 としては、わが国の防衛の基本的な方針として、専守防 衛を堅持していく考えです。

Q反撃能力の行使は「先制攻撃」にならないですか?

反撃能力は、憲法、国際法、国内法の範囲内で、「武力

の行使 | の三要件を満たして初めて行使されるもので す。武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する 先制攻撃は許されず、それを行うことはないことはいう までもありません。

Q反撃能力は存立危機事態において行使しうるので すか?

存立危機事態は、「我が国と密接な関係にある他国に 対する武力攻撃が発生したからといって、無条件で認 定されるものではなく、「これにより我が国の存立が脅 かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底か ら覆される明白な危険 | がある場合に認定され、これを 排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に 適当な手段がなく、必要最小限度の実力行使にとどまる 場合において、自衛の措置として武力を行使することが 許容されます。

その上で、事態認定後の反撃能力の運用については、 実際に発生した状況に即して、「武力の行使」の三要件 に基づき、弾道ミサイルなどによる攻撃を防ぐために、 他に手段がなく、やむを得ない必要最小限度の自衛の措 置として、いかなる措置をとるかという観点から、個別 具体的に判断することとなります。

(参考) 政府の統一見解(鳩山内閣総理大臣答弁船田防衛庁長官代読(1956年2月

わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土 に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしとい うのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられな いと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを 得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を 防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたた くことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと 思います。



イ 国全体の防衛体制の強化

わが国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、わが国全体で連携しなければ、わが国を守ることはできない。このため、防衛力の抜本的強化に加え、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合し、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築していく。その際、政府一体となった取組を強化していくため、政府内の縦割りを打破していくことが不可欠であることから、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、わが国の国力を結集した総合的な防衛体制を強化する。また、政府と地方公共団体、民間団体などとの協力を推進する。

(2) 第2のアプローチ: 日米同盟による共同抑止・対処

米国との同盟関係は、わが国の安全保障の基軸であり、 わが国の防衛力の抜本的強化は、米国の能力のより効果 的な発揮にもつながり、日米同盟の抑止力・対処力を一 層強化するものとなる。日米は、こうした共同の意思と 能力を顕示することにより、力による一方的な現状変更 やその試みを抑止する。そのうえで、わが国への侵攻が 生起した場合には、日米共同対処により侵攻を阻止する。

このため、まず、日米共同の抑止力・対処力の強化に取り組む。わが国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で軌を一にしている。これを踏まえ、即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、わが国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく。

次に、同盟調整機能を強化する。日米両国による整合的な共同対処を行うため、同盟調整メカニズム(ACM)Alliance Coordination Mechanismを中心とする日米間の調整機能をさらに発展させる。また、日米同盟を中核とする同志国などとの連携を強化するため、ACMなどを活用し、運用面におけるより緊密な調整を実現する。

さらに、情報保全、サイバーセキュリティ、防衛装備・ 技術協力など、あらゆる段階における日米共同での実効 的な対処を支える基盤を強化する。

最後に、厳しい安全保障環境に対応する、日米共同の 態勢の最適化を図りつつ、在日米軍再編の着実な進展や 在日米軍の即応性・抗たん性強化を支援する取組など、 在日米軍の駐留を安定的に支えるための各種施策を推進 する。

(3) 第3のアプローチ:同志国などとの連携

力による一方的な現状変更やその試みに対応し、わが国の安全保障を確保するため、同盟国のみならず1か国でも多くの国々との連携を強化することが極めて重要である。その観点から、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)というビジョンの実現に資する取組を進めていたでは、また、地域や各国の特性などを考慮した多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進する。この際、同志国などとの連携の推進の一方で、中国やロシアとの意思疎通についても留意していく。

2 防衛力の抜本的強化にあたって重 視する能力

国家防衛戦略は、基本方針やこれらと整合された統合 的な運用構想により導き出された、わが国の防衛上必要 な7つの機能・能力の基本的な考え方とその内容を示し ている。7つの機能・能力は、①スタンド・オフ防衛能 力、②統合防空ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛 能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、 ⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性である。

国家防衛戦略は、防衛力の抜本的強化は速やかに実現していく必要があり、策定から5年後の2027年度までに、わが国への侵攻が生起する場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化するとしている。このような、防衛力の抜本的強化の検討に際しては、国民の命と暮らしを守り抜けるのか様々な検討を行うことで、防衛力の不足を検証し、必要となる防衛力の内容を積み上げた。具体的には、今後5年間の優先課題として、現有装備品を最大限活用するため、可動数向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化への投資に加え、スタンド・オフ防衛能力や無人アセット防衛能力といった将来の中核となる能力の強化に取り組んでいくこととしている。

■ 参照 図表 II -2-2-3 (防衛力の抜本的強化にあたって重視する7つの機能・能力とそのイメージ)

図表Ⅱ-2-2-3

防衛力の抜本的強化にあたって重視する7つの機能・能力とそのイメージ

① スタンド・オフ防衛能力	・攻撃されない安全な距離から相手部隊に対処する 能力を強化
② 統合防空ミサイル防衛能力	・ミサイルなどの多様化・複雑化する空からの脅威に 対応するための能力を強化 イージス・システム 搭載艦(注)の建造
③ 無人アセット防衛能力	・無人装備による情報収集や戦闘支援などの能力を強化 偵察用UAV(中域用) (注) の整備
④ 領域横断作戦能力	・全ての能力を融合させて戦うために必要となる 宇宙・サイバー・電磁波、陸・海・空の能力を強化 スタンド・オフ電子戦機 ^(注) の開発
⑤ 指揮統制・情報関連機能	・迅速かつ的確に意思決定を行うため、 指揮統制・情報関連機能を強化 電波情報収集機 (RC-2) の取得
⑥ 機動展開能力・国民保護	・必要な部隊を迅速に機動・展開するため、 海上・航空輸送力を強化 ・これらの能力を活用し、国民保護を実施
⑦ 持続性・強靱性	・必要十分な弾薬・誘導弾・燃料を早期に整備 ・装備品の部品取得や修理、施設の強靱化にかかる 経費を確保 火薬庫 ^(注) の確保
	(注)印の図けイメージ

(注)印の図はイメージ

将来の自衛隊のあり方

国家防衛戦略は、防衛力の抜本的強化にあたって重視 する能力の7つの分野における各自衛隊の役割や、それ らを踏まえた統合運用体制、各自衛隊の体制整備にかか

る基本的な考え方を示している。また、国家防衛戦略は、 戦略的・機動的な防衛政策の企画立案の必要性を踏ま え、その機能を抜本的に強化していくこととしている。

■ 参照 図表 II -2-2-4 (自衛隊の体制整備の考え方)

図表Ⅱ-2-2-4 白衛隊の体制整備の考え方

統合運用体制の強化	・既存組織の見直しにより、常設の統合司令部を創設・統合運用に資する装備体系を検討
陸上自衛隊	・スタンド・オフ防衛能力、迅速かつ分散した機動展開能力、指揮統制・情報関連機能を重視した体制を整備 ・サイバーを中心とした領域横断作戦への寄与
海上自衛隊	・防空能力、情報戦能力、スタンド・オフ防衛能力などの強化 ・省人化・無人化の推進 ・水中優勢を獲得・維持しうる体制を整備
航空自衛隊	・機動分散運用、スタンド・オフ防衛能力などの強化 ・宇宙利用の優位性を確保しうる体制を整備し、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ
情報本部	・情報戦対応の中心的な役割・他国の軍事活動などを把握し、分析・発信する能力を抜本的に強化

(注) わが国全体のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、自衛隊全体で体制を抜本的に強化。

国民の生命・身体・財産の保護に 向けた取組など

国家防衛戦略は、以上に加え、国民の生命・身体・財 産の保護に向けた取組や国際的な安全保障協力への取 組、いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 や、防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するため の人的基盤の強化について、基本的な考え方を示してい る。

● 参照 図表 II -2-2-5 (国民の生命・身体・財産の保護に向 けた取組など)、Ⅲ部1章7節(国民の生命・身体・ 財産の保護に向けた取組)、Ⅲ部3章3節(国際平和 協力活動への取組)、Ⅲ部3章4節(軍備管理・軍縮 や不拡散への取組)、Ⅳ部1章(いわば防衛力そのも のとしての防衛生産・技術基盤の強化)、Ⅳ部2章 (防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するた めの基盤の強化)

図表Ⅱ-2-2-5

国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組など

国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組

国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組

・わが国への侵攻のみならず、大規模テロや原子力発電所をはじめとする重要インフラに対する攻撃、大規模災害、感染症危機などは深刻な脅威であり、国の 総力をあげて全力で対応

国際的な安全保障協力への取組

わが国の平和と安全のため、積極的平和主義の立場から、世界各地における紛争・対立の解決に向けた努力、気候変動などに起因する国際的な大規模災害に 際しての人道支援・災害救援、大量破壊兵器の不拡散などの国際的な課題に積極的に対応

いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

- ・自国での装備品の研究開発・生産・調達を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を防衛装備品に取り込むため不可欠な基盤であることから、い わば防衛力そのものと位置づけられるものであり、強化は必要不可欠
- 新たな戦い方に必要な力強く持続可能な防衛産業の構築、様々なリスクへの対処、販路の拡大などの取組

防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

人的基盤の強化

防衛力の中核である自衛隊員について、必要な人員を確保し、全ての隊員が高い士気と誇りを持ちながら、個々の能力を発揮できる環境を整備

衛牛機能の変革

これまで重視してきた自衛隊員の壮健性の維持から、有事において危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救う組織へ変革

視点

抑止力の意義

[守るべきもの] が攻撃されるのを予防するのが抑止 力の役割です。ただし、抑止の成功にはいくつかの条件 があります。まずは、「守るべきもの」が攻撃されたとき に、対応してそれを実際に守り切る「能力」があること、 そしてその能力を実際に使う 「意図」 があることです。 そのうえで、その「能力」と「意図」を、攻撃を考えてい る側が正確に認識して、自分たちが許容可能なコストで 目標を達成することはできなかったり、そもそも目標を 物理的に達成できないと考えたときに抑止が成功しま す。

抑止が失敗するもっともシンプルな状況は、対立関係 にある国々の片方が、相手の「能力」と「意図」を過小評 価した場合です。特に、現状の国際秩序に挑戦する明確 な意図を持っている国が、周辺国の「能力」と「意図」を 過小評価し、攻撃すれば「勝てる」と思ったときに、抑 止が破れる可能性が高くなります。

つまり、抑止を成功させるには、シンプルに言えば、 「攻撃すれば勝てる」と思わせないことが重要だという ことです。ここで重要になるのが能力の強化です。十分 な能力がなければ、そもそも「守るべきもの」を守るこ とができません。また、能力を強化すること自体が、意 図を伝える効果も持つのです。

なお、抑止が破れる状況はそれだけではありません。 代表的なものは、「安全保障のジレンマーです。A国とB 国の関係を考えてみましょう。どちらも現状の世界秩序 に挑戦したり、相手を攻撃する意図はないのに、A国の [守るべきもの] を守るための [能力] の強化が、B国に は自国の生存を脅かすものに見えるかもしれません。そ して、B国も自らの安全のために「能力」を強化するか もしれません。今度はこれがA国にとって生存を脅かす ものに見えてしまうかもしれません。こうなってしまう

防衛研究所 防衛政策研究室 高橋 杉雄 室長

と、お互いに果てしなく能力を強化しあっていくことに なってしまいます。

これが 「安全保障のジレンマ」と呼ばれる状況で、こ のときには抑止が失敗する可能性が高まります。ただ、 これはあらゆる国家間関係に当てはまるわけではあり ません。片方が既存の国際秩序に挑戦する意図をもって 「能力」を強化している場合は、「安全保障のジレンマ」 には当てはまりません。双方が元々は現状に挑戦する意 図がないのに対立が深まってしまうがゆえに 「ジレン マーと呼ばれるのです。つまり、白国が重視しているの は現在の国際秩序であって、相手国の生存を脅かすよう な [意図] を持っていないことを認識させられれば、「安 全保障のジレンマ」は避けることができます。だからこ そ、白国の安全保障政策の具体的な考え方を諸外国に対 して明確にし、透明性を確保することこそが、「安全保 障のジレンマ|を避ける上で重要とされているのです。

現在のインド太平洋地域の国際秩序において、わが国 は現状を維持する側におり、それをこれまでの行動や実 績で裏付けてきています。一方で、安全保障環境は日に 日に厳しさを増しています。こうした厳しい安全保障環 境において、平和と安全を維持するためには、現状を守 るための「能力」としての抑止力が極めて重要になって います。わが国が5年間で43兆円の防衛費を支出する としていること、また、反撃能力を含む防衛力の抜本的 強化を進めていることは、この意味で大きな意義があり

ロシアのウクライナ侵略を見れば明らかなように、ひ とたび一線を越えさせてしまうと、原状への復帰は非常 に難しいのが現実です。平和を守っていくために、抑止 力の役割は、これまでにないほど重要になってきている のです。

(注) 本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。